

アーカイブズ資料の公開制限

一般に、アーカイブズ組織は、歴史的あるいは文化的な資料や学術研究用の資料を収集・保存し、それらの保存資料を現在および未来の利用者に対して原則として公開することを責務としています。ただし、「原則として」と表現されているように、保存資料のすべてが必ず公開されるわけではありません。保存資料のなかには、それが公開されることによって個人や法人などの権利利益を不当に損なうようなものが含まれている場合もあり、公開制限の必要性が生まれます。



この公開制限のしくみについて、わが国の国立公文書館の利用規則を例に述べてみます。同規則では、第3条で「歴史公文書等は、一般の利用に供するものとする。ただし、次条に掲げる場合には、この限りでない。」と規定し、第4条で「一般の利用の制限」の範囲を列挙しています。それによると、公開することによって、①特定の個人を識別できる情報、②個人の権利利益を害する恐れがある情報、③法人など団体の権利や正当な利益を害する恐れがある情報、④国の安全が害される恐れがある情報のほか、一定期間の非公開を条件として寄贈・寄託された資料、原本の破損・汚損の恐れがある資料などに対して一定の公開制限が行われることになっています。

こうした公開制限は、とりわけ個人の情報に関しては厳重に行われ、たとえば上記①や②については下表のような範囲内で一般の利用を制限することができることになっています。

独立行政法人国立公文書館利用規則 別表(第4条関係)

一般の利用を制限する歴史公文書等に記載されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 学歴又は職歴 ロ. 財産又は所得 ハ. 採用、選考又は任免 ニ. 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 国籍、人種又は民族 ロ. 家族、親族又は婚姻 ハ. 信仰 ニ. 思想 ホ. 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ. 門地 ロ. 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ハ. 犯罪歴又は補導歴	80年以上
備考		
1. 該当する可能性のある情報の種類と例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史公文書等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。		
2. 経過年数とは、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。		